

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 Q & A

令和5年8月

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 事務局

本「Q & A」については、事業開始後も適宜改訂を行い、記載した内容を追加修正することにしていきます。最新版につきましては当協会ホームページに随時掲載いたしますので、適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

【事業の基本事項について】

Q 1. 本事業の目的や趣旨は。

- A. エネルギー価格が高騰する中、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により都市ガス料金の負担緩和策が実施されていますが、LPガスを使用する一般消費者等は支援対象になっていませんでした。そのため、県内のLPガス一般消費者等に対する支援を行い、価格高騰による料金高騰対策支援を図るものです。

Q 2. 本事業には必ず参加しなければならないのか。

- A. 県内のLPガス一般消費者等の負担軽減を図るためには、LPガス販売事業者を通じた支援が不可欠であること、電気や都市ガス同様に料金の値引きを行うことにより、顧客満足度を高める等のメリットがLPガス販売事業者にもあると考えられることから、該当する全ての事業者のご理解・ご協力とご参加をお願いします。

Q 3. 申請書類等の提出方法は。

- A. 原則、以下のwebサイトより電子申請とします。

なお、やむを得ない場合のみ、郵送による提出を受け付けます。

「広島県LPガス料金高騰対策支援事業 事務センター」

〒731-0199 広島県広島市安佐南区西原 5-10-8 安佐南区郵便局留め

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 事務センター宛

お問い合わせ先電話番号 050-3659-6260

- ※ 郵送の場合、配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）でお送りください。

Q 4. 県内に本店・支店等が複数ある場合の登録申請は。

- A. 原則、販売事業所（本店・支店等）単位での登録申請をお願いします。

Q 5. ID番号が知らされていない事業者は、事業者登録申請ができないのか。

- A. 本事業は広島県内の一般消費者等に対してLPガス料金の高騰対策支援（利用料金の値引き）を行う全ての事業者を対象とし、事業運営管理システム上、事業を実施する事業者全てにID番号を付して事業運営管理を行うこととしています。

なお、広島県から液化石油ガス販売事業者登録を受けている事業者については、申請書類送付時にID番号を付しておりますが、広島県外の販売事業者等には事前にID番号をお知らせできていないので、登録申請前にID番号の取得していただきますようお願いします。

事前取得に当たっては、同支援事業事務局 050-3659-6260 にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【事業期間中の値上げについて】

Q 6. マニュアルでは、支援対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、支援対象期間は一切の料金の値上げをしてはいけないのか。

- A. 調達価格の上昇などを理由とする値上げを制限するものではありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、契約者から恣意的な値上げと捉えられる場合もあります。

【対象となる販売事業者について】

Q 7. 事業所が広島県外にあるLPガス販売事業者及びコミュニティーガス業者で、広島県内の一般消費者等の値引きをする場合は本事業の対象となるのか。

- A. 広島県外のLPガス販売事業者でも、広島県内でLPガスを使用する一般消費者等（コミュニティーガスを使用する者を含む）に対して利用料金の値引きを行うことができる場合は、本事業の対象となります。

Q 8. 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か。

- A. ガス事業法第14条及び第15条の規定により、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。

また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります

※ 詳細については、下記までお問い合わせください。

中国経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課（082-224-5736）

【値引きの対象について】

Q 9. 値引きの対象者は。

- A. 本事業は、広島県内でLPガスを使用する一般消費者等（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第2条第2項で規定される一般消費者等及びガス事業法で規定するコミュニティーガス（旧簡易ガス）の供給を受ける者）で、体積販売（メーター販売）で供給を受ける者が対象となります。

なお、次の①～⑤の場合は対象外です。

- ① 工場などの生産現場における高圧ガス保安法上の工業用LPガスを使用する者
- ② 質量販売により供給を受ける者
- ③ 国及び地方公共団体（契約者名が国及び地方公共団体となっている場合）

(例：国立大学法人、県立〇〇高等学校、市立〇〇中学校・小学校など)

④ 大企業（中小企業基本法に規定される中小企業ではない法人）

(例：〇〇〇株式会社□□支店、株式会社〇〇〇 △△工場など)

⑤その他、広島県が別途指定する者

Q10. 広島県内というのはメーター住所と消費者（契約者）の住所のどちらのことか。

A. 広島県内に設置されたもの（メーター住所が広島県内）が対象です。
消費者住所は県内、県外を問いません。

Q11. 国又は地方公共団体の施設は対象となるのか。

A. 契約者の名義が誰であるかで判断してください。
当該施設とのLPガス販売（供給）契約において、当該契約者の名義が、国や地方公共団体の機関名等である場合は対象外ですが、国等から管理運営委託を受けた団体等である場合は対象となります。

Q12-1. 警察の駐在所など、建物は公共の施設だが、住居を兼ねているため契約者が私人（個人名）のような場合は、本事業の対象となるのか。

A. 対象となります。

Q12-2. 大企業の借上げ社宅に供給している場合、本事業の対象となるのか。

A. 契約者の名義で判断してください。
契約相手が大企業名である場合は対象外ですが、契約相手が入居者個人名（私人）である場合は対象となります。

Q13. 使用量が0㎡で、使用実績が無い場合は支援の対象となるのか。

A. 使用量が0㎡でも、開栓中であり基本料金の支払いがある場合は、対象となります。
ただし、ガスメーターが閉栓中である場合は基本料金が発生しませんので、対象外です。

Q14. 使用量が少なく基本料金も少額で請求金額が1,000円未満の場合も値引きの対象となるのか。

A. 対象となります。
基本料金と従量料金を合計した請求金額（税抜）が1,000円未満の場合は、請求金額（税抜）を値引き額としてください。

Q15. 同一の消費者が複数の契約をしている場合などにおいて、2契約目以降の基本料金が発生しない場合は対象となるのか。

A. 対象となります。

Q16. 1つの住宅（建物）に複数メーターがある場合は、それぞれ対象となるのか。

A. 複数メーターを取り付けている場合は、メーター(契約)ごとに値引きの対象となります。
よって、2世帯住宅などで同一の建物であっても、世帯ごとにガスメーターを有し、契約を行っていただければ、それぞれの世帯が値引き対象となります。

Q17. 契約を行っている親メーターがあり、その先に子メーターが複数ある場合はそれぞれ対象となるのか。

A. 親メーターの契約者が子メーター分の料金をまとめてLPガス販売業者に支払っている場合は、LPガス販売事業者において、以下の内容を確認することが可能であれば、使用されている子メーターごとに値引きの対象となります。

- ・子メーターごとに各月のLPガスの使用実績が明らかであること
- ・親メーターの契約者が子メーターの消費者に対して、県の支援により利用料金の値引きが実施されていることを周知していること
- ・親メーターの契約者が子メーターの消費者に対して請求する各月の料金から、LPガス販売事業者による値引き額と同額が値引きされていること

なお、上記のような対応を行った場合には、各月の実績報告時に添付する値引き実績一覧表に各メーターの値引き実績を記載してください。

【値引きの実施について】

Q18. 一般消費者等への値引きの周知方法はどのように行うべきか。

A. 値引き実施に当たっては、事前に周知をしてください。

なお、本事業の値引きは料金改定には該当しませんので、1カ月前までの周知は必要ありません。周知方法については、ハガキの郵送、メールの送信、検針票に印字など、事業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、事業者のホームページ上に掲載する場合でも、消費者に対して個別の周知をお願いします。

また、周知は値引き開始時に1回のみ実施しますが、本事業の期間中に新規契約があった場合には、契約時に必ず周知を行ってください。

＜消費者に対する案内文（例）＞

広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、10月から12月の各月の請求額（税抜）から、毎月1,000円（税抜）を上限に、最大3,000円（税抜）を値引きします。

Q19. 登録申請の手続きが完了する前に、消費者に対して値引きすることを周知して良いか。

- A. 原則として、登録決定後に周知を開始すべきですが、日程等の関係により、登録決定後に対応する時間がとれない場合は、登録申請日以降であれば周知を開始しても差し支えありません。

Q20. 一般消費者等への値引き額の明示方法はどのように行うべきか。

- A. 値引きの事実を確認することができるものとして、各月の検針票、請求書、領収書、Web 明細などに、原則として、以下の内容を明示してください。

なお、請求額が減額されていることを確認することができれば、値引き額のみ記載でも差し支えありません。

<値引きの事実確認のための記載事項>

- ・値引き前後の額
- ・値引き額
- ・請求書（検針同時請求に「広島県の支援により最大 1,000 円（税抜）を値引きしております」と明示

Q21. 請求システムの都合上、検針票等に値引き額を表示できない場合はどのようにしたら良いか。

- A. 値引き額を明示した別紙を添付するなど、可能な方法で対応をお願いします。

Q22. 値引きは、消費税率を乗じる前か後のどちらの金額で処理するのか。

- A. 値引きは、ガス料金の元値から 1,000 円（税抜額）を減じる方法と消費税率を乗じた請求額から 1,100 円（税込額）を減じる方法のいずれの方法をとってもかまいません。

値引き額の表示は「1,000 円（税抜）」としてください。

（例） 値引き前の請求額が税抜 8,000 円（税込 8,800 円）の場合

$$8,000 \text{ 円（元値）} - 1,000 \text{ 円（値引き額）} = 7,000 \text{ 円}$$

$$7,000 \text{ 円} \times 1.1 \text{（消費税率）} = 7,700 \text{ 円（値引き後の税込みの請求額）}$$

Q23. 値引き実施期間途中で引っ越しがあった場合、例えば、10 月 10 日（通常の検針日）に加え、10 月 20 日（引っ越し日の検針）も検針することがある。その場合 10 月 20 日検針分は本事業の対象となるのか。

- A. 検針日に関わらず当該月の請求において値引き(1,000 円)を行っていただくこととなりますので、10 月 10 日の通常検針日における請求で値引きをした場合は、10 月 20 日の検針に係る請求

では値引きは行わないようにしてください。

Q24. 1,100円（税込）の値引きに対する助成金が1,000円だと、販売事業者は100円損をしないか。

A. 税込1,100円の値引きの場合、例えば、税込3,300円のガス料金にあっては、税込1,100円（税込）を値引いた2,200円の請求となり、これは課税前の3,000円から1,000円を値引いた2,000円に課税し、2,200円を請求することと同じになります。

このように、値引きにより売上高は1,000円減ることとなりますが、助成金は消費税不課税であることから、値引き額1,000円に係る消費税分100円を損する訳ではありません。

なお、助成金は損益計算上、「営業外収益」で、勘定科目は「雑収入」で仕分けしていただくこととなります。詳しくは、税理士等にご確認ください。

【実施報告について】

Q25. 実施報告はどのように行うのか。

A. 値引きを実施した毎に実施報告書を提出していただきます。

従って、10月から12月までの3回にわたり値引きを実施しますので、各月値引き実施毎に実施報告書の提出をお願いします。

また、各実施報告書には、値引き対象者3件（任意）（支援対象者数が3,001件を超える場合は1,000件につき1件を追加。）に対する値引きを実施したことを証する書類（検針伝票、請求書、入金伝票等）の写しを添付してください。

なお、最終実績報告書は精算請求書を兼ねますので、最終の実績報告書は様式4-2を使用してください。

Q26. LPガス販売業者の事務が複雑な部分がある。

各月値引き実施毎の実施報告書の添付書類である一覧表や3件以上（値引き実施件数が3,001件を超える場合は消費者1,000件当たり1件を追加）の証憑類の提出は省略できないのか。

A. 県の補助事業として補助金（公金）により事業費をお支払いすることになりますので、根拠資料の確認が必要となります。必要最小限の内容としていますので、ご協力をお願いします。

Q27. 登録申請時と実績報告時で、値引き対象となる契約件数に差がでて問題ないか。

A. 登録申請時は、申請時時点の契約件数を記入し、これを値引き対象者の基数としますが、各月の実績報告書では実際に当該月において値引きを行った契約件数（実績）を報告いただくこ

とになりますので、登録申請時と実施報告時での契約件数に差が生じても問題ありません。
なお、大幅に差が生じる場合（概ね 50 件以上）は、別途ご相談ください。

【証憑類による確認について】

Q28. 値引きの事実が確認できる書類とは、どのようなものを提出すればよいのか。

- A. 領収書や Web 明細、帳簿書類の写しなど、値引き前の金額に対して消費者が値引き後の金額を支払ったことを確認することができる書類の写しを提出してください。また、システム画面上での確認となる場合は、画面のハードコピー（スクリーンショット）をご提出ください。
なお、Q26. のとおり、各月の実績報告においては最低でも 3 件（なお、3,001 件を超える場合は 1,000 件につき 1 件を追加）の証憑類を添付してください。

Q29. 証憑類による確認において誤りが判明した場合などはどうなるのか。

- A. 提出書類の修正や、必要に応じて追加資料の提出を求め、現地調査等を実施する場合があります。この場合、事業費の支給が遅れることや減額されることなどがあります。

【事業費の支払いについて】

Q30. 月ごとに値引きを行った場合、都度事業費の支給を受けることができるか。

- A. 値引きの原資等の事業費は、原則、最終の値引き完了後の精算払いによる支給となります。
ただし、精算払いでは、事業者において本事業の遂行が著しく困難である場合は、前 2 回の値引きの原資の概算払い（前払い）請求することができることとしていますので、概算払い請求を申請して下さい。
なお、登録申請システムにおいては登録申請時に概算払い請求ができるようにしています。

Q31. 実績報告書（最終）兼精算払い請求書を提出してから事業費の支給交付まではどのくらいの期間を要するのか。

- A. 完了報告書兼請求書の提出後に前 2 回と同様証憑類の確認を行い、問題がなければ事務局で額の確定を行った上で精算いたします。
支給する時期は 2 月中旬を予定しています。